

交 規 第 4 5 4 号
平 成 3 1 年 1 月 1 1 日

関 係 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令等の制定及び施行について

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（平成30年内閣府令・国土交通省令第5号。以下「改正命令」という。別添参照。）及び交通の方法に関する教則の一部を改正する告示（平成30年国家公安委員会告示第59号。以下「改正告示」という。別添参照。）が、平成30年12月14日公布・施行された。

今回の改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行されるよう、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

第1 改正命令関係

1 規制標識「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め（310の3）」の追加

(1) 改正の趣旨

本年2月の北陸地方を中心とした大雪では、福井県で昭和56年以来の記録的な降雪量となり、タイヤチェーン未装着の車両の立ち往生による大規模な車両滞留が発生した。近年のこうした大雪による交通障害の発生を受け、大雪時の立ち往生による車両滞留や交通事故の発生を防止することを目的として、規制標識を追加するものである。

(2) 改正の内容

タイヤチェーン未装着の車両の通行を禁止することを表示する規制標識として「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め（310の3）」を追加することとした（改正命令による改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号。以下「命令」という。）別表第一及び別表第二）。

(3) 留意事項

ア 道路管理者が規制標識「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め（310の3）」による交通の規制（以下「チェーン規制」という。）を実施する道路の区間について、道路法（昭和27年法律第180号）第95条の2の規定等による意見聴取等を含め、事前に調整を受けた場合には、降雪の範囲が広

域にわたるおそれを考慮し、隣接都府県警察と調整しながら、当該区間に係る広域的なう回路について検討した上で、交通管理上必要な意見を述べること。

イ 実際の気象、道路・交通の状況等を踏まえ、規制標識「車両通行止め（302）」による交通の規制（以下「通行止め」という。）を実施する方が交通障害の未然防止に資する場合があることも考慮し、適切な交通の規制を選択するとともに、優先的に除雪を行うべき路線の除雪を道路管理者に強く要請するなど、適切に対応すること。

ウ 通行止めやチェーン規制を行う場合には、道路管理者と連携して、テレビ、ラジオ等において、夜間帯や広域的に行うときも含め、通行止め等を行う場所やタイヤチェーン装着の必要性について早期の事前広報を確実に実施し、その周知を徹底すること。

2 可変式の道路標識を設置する場合における背板の色に関する規定等の改正

(1) 改正の趣旨

近年、交通情報板、道路情報提供装置等の画像表示用装置は、表示できる画像の色彩や精度が向上し、文字や記号を多彩な表現で分かりやすく表示することが可能であり、また、画像表示用装置に表示される道路標識は、その時々において当該装置に表示される道路標識の種類を変更することができるという点で、可変式の道路標識に該当し得るものと解されることから、文字や記号を表示しない部分が黒色の画像表示用装置に表示される道路標識を、可変式の道路標識として取り扱うこととするものである。

(2) 改正の内容

ア 区域規制標識に設けることができる背板に文字又は記号を表示してはならないこととした（命令別表第二備考四の（一）の5）。

イ 可変式の道路標識に設けることができる背板に文字又は記号を表示してはならないこととするとともに、画像表示用装置に道路標識を表示する場合における背板の色を追加することとした（命令別表第二備考四の（一）の7）。

第2 改正告示関係

第1の改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

【担当】

交通規制課 規制第一係

○内閣府令第五号
国土交通省令第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
国土交通大臣 石井 啓一

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令
 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年建設省令第三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

別表第一（第二条関係）

別表第一（第二条関係）

案内標識

案内標識

(略)

(略)

警戒標識

警戒標識

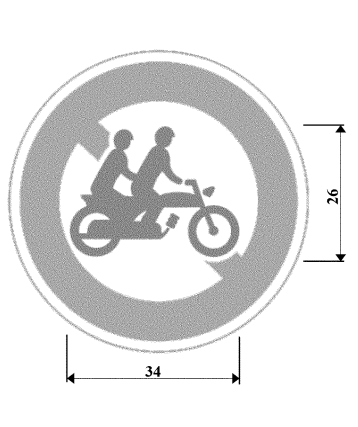
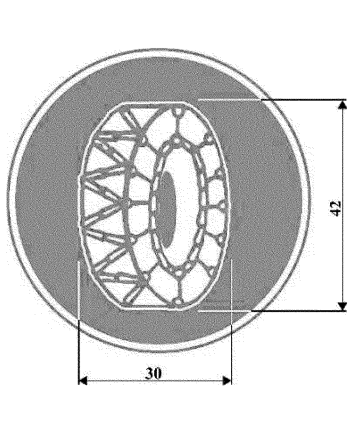
(略)

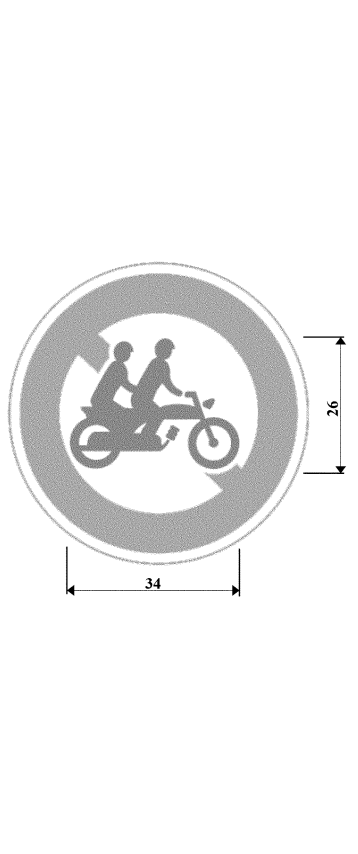
(略)

規制標識

規制標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
(略)	(310の3)	道路法第四十六条第一項の規定に基づき、又は交通法第八条第一項の道路標識により、タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止すること。	タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端
(略)	(310の2)	大型自動二輪車及び普通自動車二輪車二人乗り通行禁止	大型自動二輪車及び普通自動車二輪車二人乗り通行禁止
(略)	(310の2)	交通法第八条第一項の道路標識により、大型自動二輪車（道路交通法施行規則第二条の表備考の規定により二輪の自動車とみなされ、かつ、同表の大型自動二輪車に区分される三輪の自動車を含む、側車付きのものを除く。以下この項において同じ。）及び普通自動二輪車（道路交通法施行規則第二条の表備考の規定により二輪の自動車とみなされ、かつ、同表の普通自動二輪車に区分される三輪の自動車を含む、側車付きのものを除く。以下この項において同じ。）の通行につき、運転者以外の者を乗車させて行うことを禁止すること。	大型自動二輪車及び普通自動車二輪車の通行につき、運転者以外の者を乗車させて行うことを禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端

指示標識	(略)	補助標識	(略)	備考	(略)	別表第二(第三条関係)	案内標識	警戒標識	(略)	規制標識	(略)	大型自動車及び 普通自動車 乗用自動車 通行禁止 (310の2)		指示標識	(略)	補助標識	(略)
指示標識	(略)	補助標識	(略)	備考	(略)	別表第二(第三条関係)	案内標識	警戒標識	(略)	規制標識	(略)	タイヤチェーンを 取り付けていない 車両を取 行止めていない (310の3)		指示標識	(略)	補助標識	(略)

指示標識	(略)	補助標識	(略)	備考	(略)	別表第二(第三条関係)	案内標識	警戒標識	(略)	規制標識	(略)	大型自動車及び 普通自動車 乗用自動車 通行禁止 (310の2)		指示標識	(略)	補助標識	(略)
------	-----	------	-----	----	-----	-------------	------	------	-----	------	-----	--	---	------	-----	------	-----

備考

一 本標識板（本標識の標示板をいう。）

(一) 寸法

1 5 (略)

6 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」、国道番号 (118-A)、都道府県道番号

(118の2-A)、総重量限度緩和指定道路 (118の4-A・B)| (118の5-A・B)| 及び まわり

道 (120-A) を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況

により特別の必要がある場合にあつては図示の寸法 (5) に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合は、当該拡大後の図示の寸法の一・三倍、一・六倍又は二倍に、それぞれ拡大することができる。

(三) 色彩

1 案内標識

(1) (17) (略)

(18) 車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路管理者が指定した道路に設置す

る 総重量限度緩和指定道路 (118の4-A) を表示するものについては、文字、縁及び地を

る 青色、記号及び縁線を白色とする。

(19) 車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路管理者が指定した道路に設置す

る 総重量限度緩和指定道路 (118の4-B) を表示するものについては、文字、縁及び地を

る 青色、記号、矢形及び縁線を白色とする。

(20) 高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理

者が指定した道路に設置する 高さ限度緩和指定道路 (118の5-A) を表示するものについ

ては、記号中の文字、縁及び地を青色、記号外の文字、記号及び縁線を白色とする。

備考

一 本標識板（本標識の標示板をいう。）

(一) 寸法

1 5 (略)

6 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」、国道番号 (118-A)、都道府県道番号

(118の2-A)、総重量限度緩和指定道路 (118の3-A・B)| (118の4-A・B)| 及び まわり

道 (120-A) を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況

により特別の必要がある場合にあつては図示の寸法 (5) に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合は、当該拡大後の図示の寸法の一・三倍、一・六倍又は二倍に、それぞれ拡大することができる。

(三) 色彩

1 案内標識

(1) (17) (略)

(18) 車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路管理者が指定した道路に設置す

る 総重量限度緩和指定道路 (118の3-A) を表示するものについては、文字、縁及び地を

る 青色、記号及び縁線を白色とする。

(19) 車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路管理者が指定した道路に設置す

る 総重量限度緩和指定道路 (118の3-B) を表示するものについては、文字、縁及び地を

る 青色、記号、矢形及び縁線を白色とする。

(20) 高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理

者が指定した道路に設置する 高さ限度緩和指定道路 (118の4-A) を表示するものについ

ては、記号中の文字、縁及び地を青色、記号外の文字、記号及び縁線を白色とする。

この命令は、公布の日から施行する。

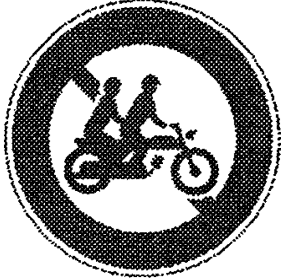
<p>(1) 高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する 高さ限度緩和指定道路 (118の5-B) を表示するものについては、記号中の文字、縁及び地を青色、記号外の文字、記号、矢形及び縁線を白色とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 規制標識</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「自動車専用」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者専用」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法(二段階)」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を表示するものについては、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。</p> <p>(4) (8) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(四) (六) (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 その他</p> <p>(一) 取付け方等</p> <p>1 (4) (略)</p> <p>5 区域を定めて行う交通の規制を表示する道路標識(以下「区域規制標識」という。)を設置する場合には、当該区域規制標識に白色又は灰色の長方形の背板を設けることができる。この場合において、当該背板に文字又は記号を表示してはならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 可変式の道路標識を設置する場合には、当該道路標識に白色又は灰色(画像表示用装置に表示される道路標識にあつては、白色、灰色又は黒色)の正方形又は長方形の背板を設けることができる。この場合において、当該背板に文字又は記号を表示してはならない。</p> <p>(二) (略)</p>	<p>(2) 高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する 高さ限度緩和指定道路 (118の4-B) を表示するものについては、記号中の文字、縁及び地を青色、記号外の文字、記号、矢形及び縁線を白色とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 規制標識</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「自動車専用」、「自転車専用」及び歩行者専用、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法(二段階)」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を表示するものについては、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。</p> <p>(4) (8) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(四) (六) (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 その他</p> <p>(一) 取付け方等</p> <p>1 (4) (略)</p> <p>5 区域を定めて行う交通の規制を表示する道路標識(以下「区域規制標識」という。)を設置する場合には、当該区域規制標識に白色又は灰色の長方形の背板を設けることができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 可変式の道路標識を設置する場合には、当該道路標識に白色又は灰色の正方形又は長方形の背板を設けることができる。</p> <p>(二) (略)</p>
--	---

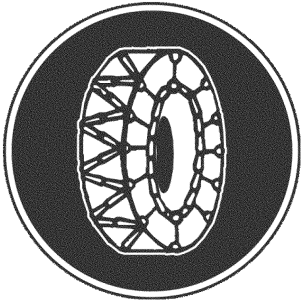
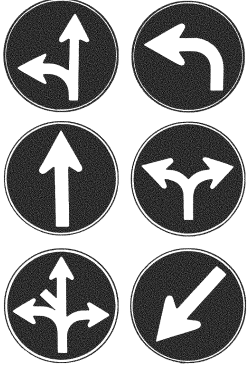
附 則

○国家公安委員会告示第五十九号

道路交通法（昭和三十一年法律第五号）第八十八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。
平成三十年十二月十四日 国家公安委員会委員長 山本 順三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改 正 後					改 正 前				
<p>第 6 章 危険な場所などでの運転</p> <p>第 4 節 悪天候など</p> <p>悪天候で道路の状態が悪いと思われるときや交通が混雑しそうな道路を通行するときなどは、まずラジオを聞いたり、日本道路交通情報センターに電話を掛けたりして、道路や交通の状況を確認しましょう。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 雪道などの運転</p> <p>(1) 雪道や凍り付いた道は大変滑りやすく危険です。タイヤにタイヤチェーンなどの滑り止め装置を着けるか、スノータイヤ、スタッドレスタイヤなどの雪路用タイヤを着けましょう。<u>ただし、標識（付表 3(1)11(2)）によつてタイヤチェーンを着けていない車の通行が禁止されている道路では、タイヤにタイヤチェーンを着けないで通行してはいけません。</u></p> <p>(2) <u>速度を十分落とし、車間距離を十分とつて運転しましょう。横滑りを起こすことが多いので、ハンドルやブレーキの操作は特に慎重にしましょう。急発進、急ブレーキ、急ハンドルは絶対にやめましょう。</u></p> <p>[(3)~(4) 略]</p> <p>3 [略]</p> <p>付表 3 標識・標示の種類と意味</p> <p>(1) 標識</p> <p>ア 規制標識</p>					<p>第 6 章 危険な場所などでの運転</p> <p>第 4 節 悪天候など</p> <p>[同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 雪道などの運転</p> <p>(1) 雪道や凍り付いた道は大変滑りやすく危険です。タイヤにタイヤチェーンなどの滑り止め装置を着けるか、スノータイヤ、スタッドレスタイヤなどの雪路用タイヤを<u>着けたうえで、速度を十分落とし、車間距離を十分とつて運転しましょう。</u></p> <p>(2) 横滑りを起こすことが多いので、ハンドルやブレーキの操作は特に慎重にしましょう。急発進、急ブレーキ、急ハンドルは絶対にやめましょう。</p> <p>[(3)~(4) 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>付表 3 標識・標示の種類と意味</p> <p>(1) 標識</p> <p>ア 規制標識</p>				
種	類	番号	表示する意味	色	種	類	番号	表示する意味	色
[略]					[同左]				
大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止		11	大型自動二輪車及び普通自動二輪車の二人乗り通行禁止	同上	大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止		11	大型自動二輪車及び普通自動二輪車の二人乗り通行禁止	同上
									

<p><u>タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め</u></p> 	11の2	タイヤチェーンを着けていない車の通行止め	記号と縁は白地は青	<p>[項を加える。]</p>
<p>指定方向外進行禁止</p>  <p>[略]</p> <p>[イ～オ 略]</p> <p>(2) [略]</p>	12	矢印の方向以外への車の進行禁止	同上	
[略]				<p>[同左]</p> <p>[イ～オ 同左]</p> <p>(2) [同左]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。				

附 則

この告示は、公布の日から施行する。